

令和7年6月25日
市民課 長

住民基本台帳事務における他自治体への連携漏れについて

1 事案の概要

本市では、住民基本台帳事務における DV 等支援措置について、相談を受けてから、支援措置に関する申請書類の提出（本申請）があるまでの間、暫定的な証明書等の交付制限措置（仮止め措置）を実施していますが、本籍がある他自治体への連絡を失念した事案が1件あったことが判明しました。

2 経過

令和7年6月4日に、高槻市民から受けた相談事案について、同日、住民票の仮止め措置を実施しましたが、本籍のある他の自治体への連絡を失念しました。

その後6月20日に相談者から本申請があったため、正式に住民票の交付制限措置を実施するとともに、本籍地自治体に対しても証明書の交付制限を依頼しました。

しかし、6月24日に、本籍地自治体との電話にて事務処理の調整を行っている中で、6月4日から19日までの間、仮止め措置が取られていなかったことがわかったものです。

3 対応

相談者に対し、事案の説明と謝罪を行う予定です。

4 再発防止措置

仮止め措置の事務手順について、チェックシートを用いて複数人で行うよう改めます。

5 お詫び

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、市民の皆様の信頼を一日も早く回復するよう努めてまいります。

※住民基本台帳事務における DV 等支援措置

DV 等の被害を申出た方のうち、支援の必要性があると確認された方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用される事を防止する制度。

問合先 市民生活部 市民課 電話番号：072-674-7052 FAX 番号：072-661-6666
--